

第5部 川越町南海トラフ地震防災対策推進計画

平成31年3月

川越町防災会議

川越町南海トラフ地震防災対策推進計画

目 次

第1章 総 則	1
第1節 推進計画の目的等.....	1
第2節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	1
第3節 関連計画との整合性の確保	1
第4節 特別強化地域.....	2
第2章 関係者との連携協力の確保	3
第1節 資機材、人員等の配備手配	3
第2節 他機関に対する応援要請	4
第3節 帰宅困難者への対応	4
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	5
第1節 津波からの防護	5
第2節 津波に関する情報の伝達等	5
第3節 避難指示等の発令基準	7
第4節 避難対策等	8
第5節 消防機関等の活動.....	11
第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	11
第7節 交通対策.....	11
第8節 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策	12
第9節 迅速な救助	13
第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等	14
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	14
第2節 海拔ゼロメートル地帯対策	14
第5章 防災訓練計画	15
第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	15
第1節 地域防災力の向上.....	15
第2節 防災に関する教育、啓発及び広報	15
第7章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	15

第1章 総則

第1節 推進計画の目的等

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特別措置法」という。）第3条の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された本町において、同法第5条第2項に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項などの「南海トラフ地震防災対策推進計画」を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

本町の地域にかかる地震防災に関し、本町の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、川越町地域防災計画第2編地震・津波編（以下「町地域防災計画」という。）「第1部 総則 第2章 計画関係者の責務等 第2節 町・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じる。

第3節 関連計画との整合性の確保

- 1 この計画は、南海トラフ特別措置法第4条の規定に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本方針及び基本的な施策に関する事項、施策の具体的な目標及びその達成の期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的指針、関係指定行政機関、関係指定公共機関、関係地方公共団体等が定める「南海トラフ地震防災対策推進計画」（以下「推進計画」という。）及び関係事業所が定める「南海トラフ地震防災対策計画」（以下「対策計画」という。）の基本となるべき事項等を定めた、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（中央防災会議 平成26年3月。以下「推進基本計画」という。）が上位計画となっている。

したがって、本町は、南海トラフ地震に係るハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を推進する観点から、推進基本計画の定めるところを踏まえ、最大限整合性を確保するよう努めるとともに、南海トラフ特別措置法第5条第1項の規定に基づき、指定行政機関及び指定公共機関、三重県をはじめ隣接市町等関係地方公共団体等が定める推進基本計画と本計画との整合性を図るよう努める。

- 2 この計画は、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即したのものとしておこななければならない。したがって、推進基本計画及び他の機関の推進計画等の修正が行われた場合はもとより、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ毎年検討を行い、必要があるときはこれを修正する。

第4節 特別強化地域

1 推進地域及び特別強化地域の指定

南海トラフ地震として最大クラスのもので発生した場合、本町では最大震度7の揺れとなると予想されており、南海トラフ特別措置法第3条の規定に基づき「南海トラフ地震防災対策推進地域」（以下「推進地域」という。）に指定されている。

また、「津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域」として、南海トラフ特別措置法第10条の規定に基づく「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」にも指定されている。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の調達手配は、町地域防災計画「第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備」に準じる。
- (2) 町は、必要な物資等の調達が困難な場合は、町地域防災計画「第3部 発災後対策 第5章 救援物資等の供給 第2節 救援物資等の供給」に準じて、県に対して必要な物資等の供給要請をする。

2 災害対策要員の配置

町は、災害対策要員の配備状況を県に報告するとともに、配備要員に不足が生じる場合は、県及び他自治体等に応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
- (2) 各機関ごとの具体的な措置内容は、各機関が定める。

4 広域的応援措置が必要となる資機材、人員等のめやす

被災時における物資等の調達手配及び人員配備のうち、緊急応援対策を実施するため広域的措置が必要なものについては、以下のとおりとする。

(1) 必要となる人員のめやす

- 1) 倒壊建物、土砂災害等による生き埋め現場における救助・救出活動要員
- 2) 火災発生時における消火活動要員
- 3) 医師・看護師・薬剤師等救命医療活動実施のために必要な要員
- 4) 歯科医師・葬祭業者等遺体処理対策実施のために必要な要員
- 5) 被災建築物応急危険度判定及び宅地等危険度判定実施のために必要な要員
- 6) 要配慮者支援のための要員
- 7) 受援物資の受け入れ体制及び避難所配送のために必要な要員
- 8) 保健師、カウンセラー等保健衛生実施のために必要な要員

(2) 必要となる物資・資機材等のめやす

- 1) 倒壊建物、土砂災害等による生き埋め現場における救助・救出活動用重機類その他資機材
- 2) 火災発生時における消火活動のために必要となる資機材、薬剤等
- 3) 医薬品、医療用資機材
- 4) 遺体処理対策実施のための資機材
- 5) 介護用品、車椅子等要配慮者支援のための資機材
- 6) 保健衛生対策実施のための資機材

- 7) 応急活動用車両用ガソリン等燃料
- 8) 衛星携帯電話等応急活動用通信資機材
- 9) 津波による浸水被害発生時における救援活動のために必要となる資機材

第2節 他機関に対する応援要請

1 自衛隊の災害派遣要請

町は、災害応急対策を実施するにあたり必要があるときは、県に対し自衛隊派遣要請を要求する。詳細は、町地域防災計画「第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に準じて要請する。

2 国・その他の地方公共団体への災害派遣要請

町は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国又は他の地方公共団体の職員の派遣要請、派遣の斡旋を求める。詳細は、町地域防災計画「第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等」に準じて要請する。

3 応援協定の運用

町は、必要があるときは、他の市町村等と締結している応援協定に従い応援を要請する。

第3節 帰宅困難者への対応

町は平常時から民間施設や周辺地域、隣接市町、交通機関等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応が取れる体制の整備に努める。また、町にある民間施設の昼夜の労働者の安全を図るため、施設の事業者又は管理者に対して、安全確保対策を実施するよう働きかける。

災害発生時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報するとともに、従業員や児童・生徒等の一時的な収容を、企業や学校に呼びかける。また、鉄道・バス事業者その他民間事業者と連携して、徒歩帰宅者に必要な情報の提供、誘導等の実施、救急・救護体制の構築、一時滞在場所の確保を検討する。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保

及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

- 1 町又は海岸、河川管理者等は、地震が発生した場合は安全を確認の上、ただちに樋門及び防潮扉等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じるものとする。また、内水排水施設等は、施設の管理上、必要な操作を行うための非常用発電装置の点検その他所要の被災防止対策を講じるものとする。
- 2 海岸、河川の管理者等は、次の事項について別に定める。
 - (1) 堤防、防潮扉等の点検方針・計画
 - (2) 堤防、防潮扉等の必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 防潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- 3 強い地震（震度4以上）を感じた時は、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがあるので、津地方気象台からの津波の心配がない旨等の地震情報が通報されるまで少なくとも30分間は、安全な地点で海面を監視する体制を確立しておく。

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達にかかる関係者の役割分担及び連絡体制は、町地域防災計画「第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」に準じて実施する。

1 情報の収集及び伝達

(1) 情報収集の方法

津波警報・注意報等の津波予報伝達系統図によるほか、次により津波に関する情報の収集を行う。本町及び防災関係機関は、地震を感じたときはただちにテレビ、ラジオからの情報に注意し、的確な情報収集に努める。

町は、強い地震により堤防、護岸等の損壊のおそれのあるときは、津波災害の発生がないことを確認した後に職員を派遣し、防潮堤、護岸等の巡回調査を実施する。

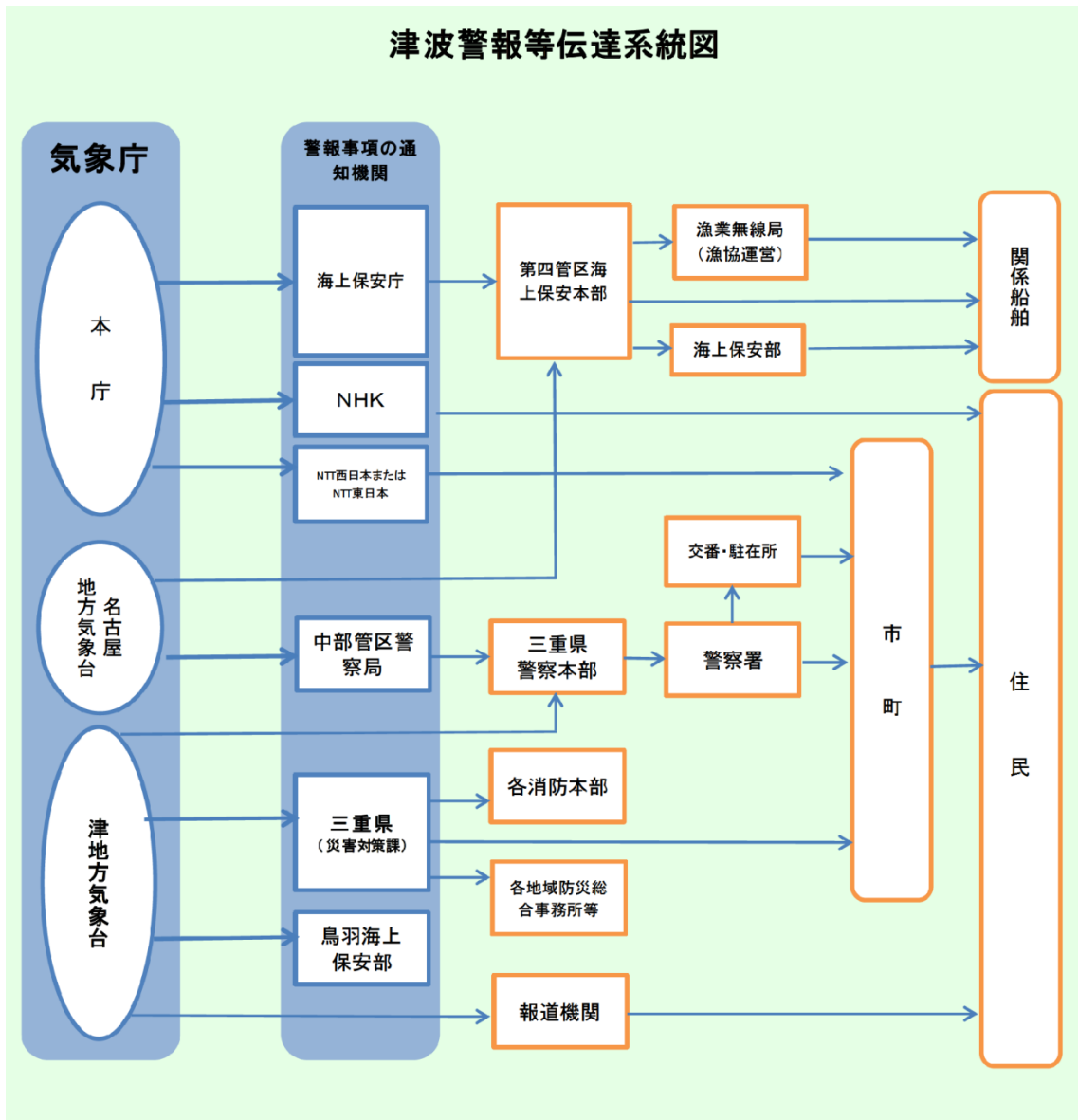
(2) 津波及び地震に関する情報の伝達

収集した情報の町民への伝達に関しては、防災行政無線や携帯電話等を活用した情報提供手法を検討するなど、多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるほか、要配慮者に対しては、確実に伝達できたことが確認できる情報伝達体制の構築を進める。

<津波警報等伝達系統図>

(第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 第2項 1 地震津波警報等の伝達系統)

津波予報は気象庁から以下の系統により伝達する。



第3節 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難勧告又は避難指示（緊急）の発令基準は、原則として次のとおり。ただし、強い地震（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要性を認める場合、又は津波警報、大津波警報（特別警報）を覚知したときには、ただちに避難指示（緊急）を発令する。

1 発表基準・発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表する値
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3 m (1m < 予想高さ ≤ 3m)
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	5 m (3m < 予想高さ ≤ 5m)
		10 m (5m < 予想高さ ≤ 10m)
		10 m 超 (10m < 予想高さ)

2 避難情報の発令基準

	避難情報発令基準	発令する内容
準警戒体制	1 強い地震（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じ、避難の必要性を認めるとき。 2 伊勢・三河湾に「津波注意報」が発表されたとき。	海岸堤防より海側にいる人に対し、避難指示を呼びかける。
警戒体制	伊勢・三河湾に「津波警報」が発表されたとき	避難勧告又は避難指示（緊急）の発令
非常体制	1 伊勢・三河湾に「大津波警報（特別警報）」が発表されたとき	避難指示（緊急）の発令

第4節 避難対策等

1 避難行動の普及

町は、住民等が津波襲来時に避難を行うことができるよう、次の内容の普及を図るとともに、川越町防災マップ等により、地域住民に対して津波危険予想地域及び緊急避難場所等の周知を行う。

(1) 町民等に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、急いで高台等安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線などを通じて、情報を入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、急いで安全な場所に避難する。
- エ 津波注意報でも、マリンレジャーは危険なので行わない。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近づかない。

(2) 船舶に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、ただちに港外（水深の深い海域）退避する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビなどを通じて、情報を入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、ただちに港外退避する。
- エ 港外退避できない小型船は、ただちに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近づかない。
- カ 港外退避、小型船の措置等は、時間的余裕がある場合のみ行うこととし、津波の襲来予想時間に余裕のないときは、ただちに安全な場所に避難する。

(3) 要配慮者の避難誘導

町、自主防災組織及び事業所等関係機関は、要配慮者を適切に避難誘導するための体制整備、津波避難訓練の実施等に努める。

2 避難誘導

(1) 地震発生時において、津波による避難勧告又は避難指示（緊急）の対象となる地域は、次のとおりとする。

種類	区分	対象地域	堤防の想定
津波注意報 (0.2m～1m)		高松海岸、朝明川及び員弁川河口、川越漁港、下新田中央排水路	堤防施設あり
津波警報 (1m～3m)	避難勧告又は 避難指示(緊急)	上記のほか上吉、南福崎、亀崎、亀須、高松地区又は町内全域	堤防施設あり
大津波警報 (3m超)	避難指示(緊急)	町内全域	—

(2) 避難の指示及び町民等への伝達

避難勧告、避難指示（緊急）を発令するときは、次の内容を周知する。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路（家屋倒壊等で通行困難箇所も含む。）

オ 避難時の注意事項等

(3) 避難の周知徹底

町及び防災関係機関が、避難のため立ち退きを勧告、指示したとき又はその指示等を承知したときは、その地域の居住者及び関係機関に、町地域防災計画「第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営」に準じて周知徹底を図るものとする。なお、その実施にあたっては、要配慮者に十分配慮するように努める。

(4) 自主防災組織等の避難に関する措置

自主防災組織及び施設、事業所の自衛消防組織は、避難勧告又は避難指示（緊急）があったときは、地域住民、従業員等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

3 避難所の開設及び運営

町は、自主防災組織等と連携し、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合には、必要に応じて、町地域防災計画「第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営」に準じて、避難所を開設し、町民等を一時的に保護する。

なお、被災地域が広範囲で甚大な被害となり、また、津波により浸水し町内に避難所を設置することが困難な場合は、知事等と協議し、近隣市町等に受け入れを要請するか、あるいは建物・土地を借り上げて避難所を開設する。

(1) 津波発生時の指定避難所及び指定緊急避難場所

津波浸水の危険性を考慮し、津波発生時に避難誘導する指定避難所及び指定緊急避難場所は、資料編のとおり。

(2) 津波避難ビル

町は、津波から緊急の避難場所となる津波避難ビルの指定に努める。

また、町が、民間事業所等と協定を締結した津波避難ビルは、資料編のとおり。

(3) 避難所に必要な設備等

町は、避難所を開設した場合に当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるようあらかじめ計画を作成しておくものとする。

4 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段配慮を行い、自主防災組織、福祉事業者、ボランティア団体等と連携し、各種救護活動を行う。また、必要に応じて、福祉避難所への入所、介護職員等の派遣、車いす等の貸与を行う。

(1) 避難行動要支援者名簿

町は、あらかじめ要配慮者のうち、特に配慮の必要な方として、避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関等と連携により、個々の状況に応じた支援に努める。

(2) 地震が発生した場合、避難行動要支援者を受け入れる施設のうち、自ら管理するものについて、受け入れた者等に対し必要な救護を行うものとする。

(3) 地理や地形に不安な外国人を雇用する事業者等は、平常時から地元の自主防災組織と津波に対する避難誘導等について連携を図り、情報伝達や避難誘導の手段を定めておくものとする。

5 避難所における救護上の留意事項

(1) 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおり。

- ア 避難施設への受け入れ
- イ 飲料水、食料及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

(2) 町は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- ア 食料及び資機材等をあらかじめ備蓄する。
- イ 災害時における応急生活物資等の調達に関する協定締結事業者等への物資等の供給要請
- ウ 流通在庫の引き渡し等の要請
- エ 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請
- オ その他必要な措置

6 学校・幼稚園・保育所における児童生徒等の安全確保

(1) 避難場所への誘導

小中学校・幼稚園・保育所の職員は、地震による校舎の損壊や津波警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。

7 津波ハザードマップ

町は、平成26年3月に県が公表した津波浸水予測図に基づき、津波浸水想定区域、避難場所の位置とその名称、避難場所に至る経路、避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達方法をわかりやすく表示した「津波ハザードマップ」等を活用し、住民に対して周知を図るものとする。

8 津波避難計画

町は、地域の特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告又は避難指示（緊急）の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した「津波避難計画」の策定に努める。

9 津波避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。また、特定避難困難地域は、津波の到達時間までに避難対象区域外、又は、避難対象区域内の津波避難ビルに避難することが困難な地域をいう。

第5節 消防機関等の活動

町は、消防機関（消防団を含む。以下同じ。）が津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として消防機関と連携を図り、必要な対策を講ずるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な周知・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予測時間等を考慮した退避ルールの確立

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

「第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 対策 ■町が実施する対策 1 上水道施設を対象とした対策及び 2 下水道施設を対象とした対策」に準じる。

2 電気

「第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 対策 ■ライフライン関係企業が実施する対策 <電気事業者の対策>」に準じる。

3 ガス

「第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 対策 ■ライフライン関係企業が実施する対策 <LPガス事業者の対策>及び<都市ガス事業者の対策>」に準じる。

4 通信

「第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 <通信事業者の対策>」に準じる。

5 放送

「第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 <ケーブルテレビ事業者の対策>」に準じる。

第7節 交通対策

1 道路

警察及び道路管理者は、被害状況の情報収集に努めるとともに、交通規制を行う際は、「第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」に準じる。

2 鉄 道

「第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 対策 ■ライフライン関係企業が実施する対策 <鉄道事業者の対策>」に準じる。

3 海 上

気象台から大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、四日市海上保安部及び港湾管理者、漁港管理者は、必要に応じて船舶等へ連絡するとともに、応急措置を講じる。

(1) 予測される津波の高さ、到達時間等を踏まえ時間的余裕のある場合

- ア 停泊中の大型・中型船舶は港外に避難させる。
- イ 小型船舶は、川越漁港で避難を受け入れる。
- ウ 避難できない船舶については、係留強化対策を行う。
- エ 港外の大型・中型船舶に対し、入港の差し控えを求める。

(2) 津波が到達するまでに時間がない場合

- ア 港外の大型・中型船舶に対し、入港の差し控えを求める。

第8節 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

町は、庁舎等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等について、施設ごとに概ね次のような安全確保措置に努めるとともに、地震時の安全性を確保するため、改築・改修工事等を計画的かつ効果的に推進する。

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

(庁舎、福祉・保健・医療施設、社会教育施設、社会体育施設等)

- (1) 津波警報等発令時の入場者等への伝達
- (2) 施設利用者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止及び消火措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検
- (7) 非常用発電装置、無線通信機、テレビ、ラジオなど情報を入手するための機器の整備

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 町災対本部が設置される庁舎については、1に掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、町災対本部を町が管理する以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。
 - ア 自家発電装置又は可搬式発電機による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 町災対本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校等の管理者は、1に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

- 3 工事中の建築等に対する措置
工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

第9節 迅速な救助

1 救急活動体制の強化

町は、大規模な災害によって発生することが予想される負傷者等に対し迅速な応急措置を実施し、医療機関へ搬送する体制を確立するため、消防機関と連携を図り、次の事業の推進に努める。

- (1) 「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の強化を図る。
- (2) 公益社団法人四日市医師会との連携強化
- (3) 住民に対する応急手当方法の普及啓発

2 関係機関の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防機関等により迅速に救助が行われるよう、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

3 消防団の充実

町は、消防団員の加入促進による人員確保に努め、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実に努める。

4 受援体制、連携体制の整備

(1) 自衛隊・警察・消防等実働部隊との連携体制の整備

町単独では対応しきれない災害が発生した場合は、被災地への経路の確保を含む救助活動に関し、他市町村や防災関係機関等に応援を要請することになり、町は要請と同時に応援部隊等の受け入れ及び連携体制を確立する必要がある。

このため、自衛隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、災害派遣医療チーム(DMAT)、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE国土交通省)、その他の広域支援・救助部隊等の受け入れに必要な人員体制、災害情報の提供体制、活動期間中の生活支援体制等の受援体制の整備に努める。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 施設整備の方針

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。

町は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。

2 町の施設の耐震化

町は、庁舎等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の町有の施設について、地震時の安全性を確保するため、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に推進する。

3 一般建築物の耐震化

病院、社会福祉施設、学校等多数の町民が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として指定された道路沿道の特定建築物については、町有建築物と同様に耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導する。

また、建築物の耐震化を進めるため、町民との情報共有化、専門家との協働による町民への働きかけ、耐震診断・改修の促進・支援、耐震性を確保するための指導等を行う。

町は、川越町木造住宅耐震診断等事業実施要綱に基づき、木造住宅の耐震診断を実施する者に対して費用は無料とし、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図る。

町は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震改修等について相談に応じ、必要な指導・助言を行う。

町は、川越町木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱に基づき、木造住宅の耐震補強工事を実施する者に対して補助金を交付し、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進める。

第2節 海抜ゼロメートル地帯対策

海抜ゼロメートル地帯は、地震による強震動により液状化現象が起きやすく、その後、堤防の沈降による浸水の発生、また、台風による高潮や洪水により堤防の決壊等での浸水の発生などで長期間にわたり浸水が継続する恐れがある。

このため「避難体制の構築」「避難路、避難場所等の整備」「耐震化」「輸送計画の構築」など防災・減災対策の構築に努める。

第5章 防災訓練計画

「第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第7節 防災訓練の実施」に準じる。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 地域防災力の向上

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な防災知識の普及と防災意識の啓発に努める。

第2節 防災に関する教育、啓発及び広報

1 児童生徒等に対する防災教育

「第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進」に準じる。

第7章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

1 基本方針

町は、津波による浸水区域内にある住民を安全な場所に避難させるために必要な事業として、避難施設等の整備事業の実施目標を定め、事業を推進する。

2 事業の種類等

(1) 津波特定避難困難地域で実施すべき事業

「第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第4節 避難対策等」で示された「津波特定避難困難地域」のうち、津波避難ビル等に避難ができない困難地区に津波避難施設を整備する。なお、実施すべき事業の種類及びその目標、達成期間は次のとおり。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
亀須・亀崎地区	津波から避難する施設	1箇所	平成31年度 ～ 平成33年度

《参考》

【津波特定避難困難地域の抽出】

(1) 津波特定避難困難地域抽出の考え方

津波特定避難困難地域は、津波で浸水する地域のうち、平成26年3月に県が公表した「津波浸水深30cm到達予測時間分布図」において、地震発生から10分以内に浸水が始まる地域で、津波避難ビル等まで避難することが困難な地域を抽出し、設定する。

ア 津波で浸水する地域

埋立地を除く、次の地域

津波で浸水する地域
亀崎、亀須、当新田、南福崎、北福崎、豊田一色、上吉、高松、天神、豊田

イ 避難可能距離の推計

1. 歩行速度は、国の「津波避難対策推進マニュアル検討報告会（消防庁）」による、
 1. 0 m/秒（高齢者自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とし、歩行困難者、身体障がい者、乳幼児、重病人等については、さらに歩行速度が低下する（0.5 m/秒）とされているため、歩行速度を0.5 m/秒と設定する。
2. 津波予測到達時間は、82分（三重県津波浸水想定）
※気象庁から津波予報として発表される20cm水位の到達時間
亀崎地区、亀須地区等一部地域においては、液状化により10分以内に30cmの浸水予測となっている。
3. 避難開始時間は、5分（消防庁指針）とする。
4. 避難可能距離（直線距離）
 $(82分 - 5分) \times 60m/分 \times 0.5m/秒 = 2,310m$
※消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討報告書」より、歩行速度×（津波予測到達時間－5分）で算出
消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討報告書」の避難可能距離の考え方に基づき、他の市町村が設定している避難可能距離及び津波到達時間を考慮し、避難可能距離を直線距離で800mとする。

以上の条件から、「津波浸水深30cm到達予測時間分布図」において、地震発生から10分以内に浸水が始まる地域、及び指定緊急避難場所（津波）等避難施設を中心に、避難可能距離を半径とした地域を津波特定避難困難地域とする。

津波特定避難困難地域	亀須及び亀崎地区の一部の地域
------------	----------------